

令和4年度集团指導



茂原市福祉部高齢者支援課

- 1 介護サービス事業における法令遵守と適正な運営の確保について
- 2 介護保険サービス提供中の事故発生に係る報告について
- 3 運営推進会議について
- 4 令和3年度介護報酬改定に伴う整備すべき体制について
- 5 その他 運営に係る注意事項について
- 6 要介護認定について
- 7 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について

1 介護サービス事業における法令遵守と適正な運営の確保について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の遵守が求められています。

1. 介護保険法等関係法令の遵守について

事業所の適切な運営の確保のためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は介護保険法関係法令※を熟知するとともに、以下の点にも留意しながら運営をしてください。

※主な関係法令

- ・介護保険法・老人福祉法・社会福祉法・労働基準法・公益通報者保護法
- ・各法に基づく政省令、告示等
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する市町村条例等

2. 介護保険法に基づく指導・監査について

指導監査は、「指導」（集団指導・運営指導）と「監査」に区分し実施します。

(1) 集団指導

適正なサービスを提供するために必要な情報伝達の間として、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項などの基本的な内容について説明するもの。

(2) 運営指導

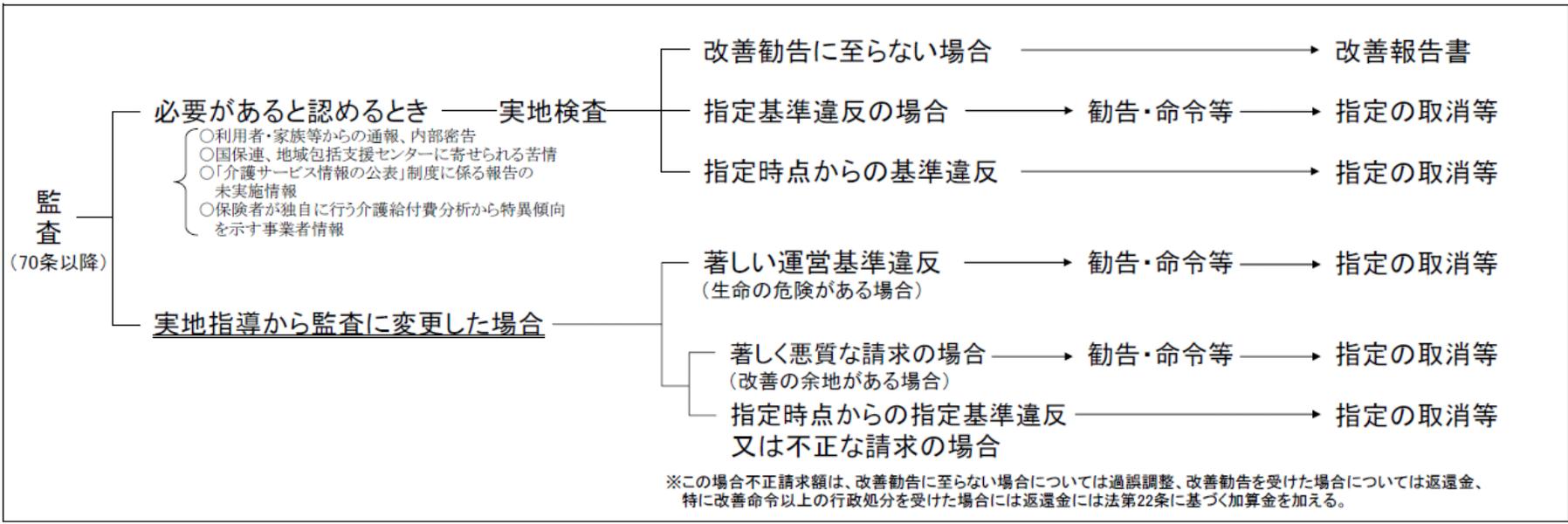
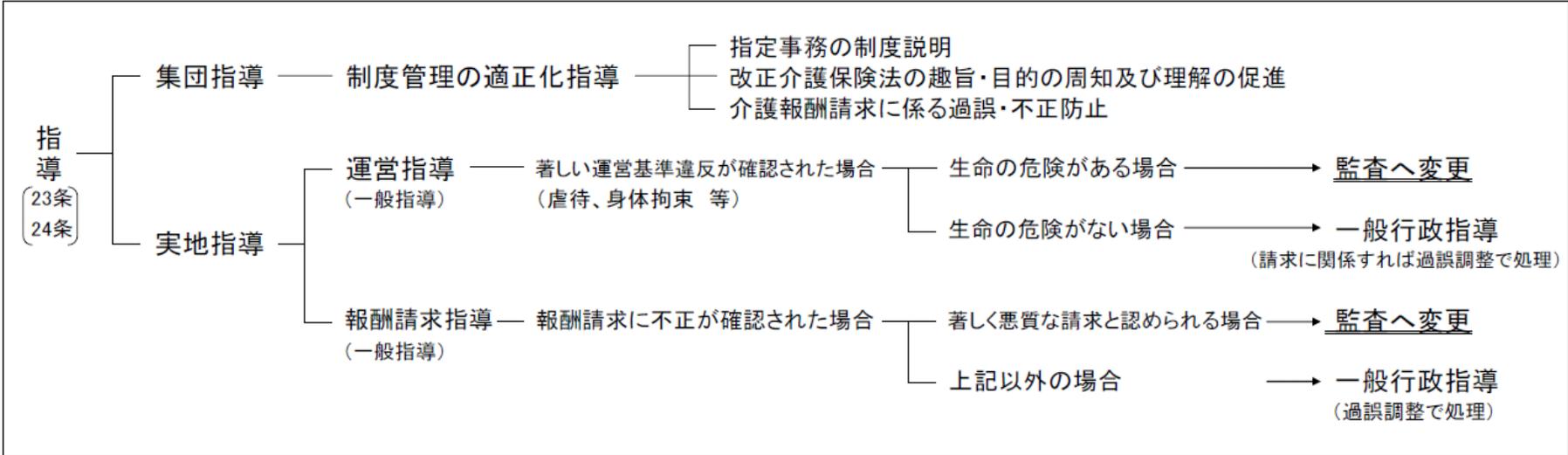
個々の利用者に対応した「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の維持」等とともに、適正な介護報酬の請求等について指導を行うもの。

(令和4年3月厚生労働省通知に基づき、「実地指導」から名称変更)

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更。

※従前、運営指導は、あらかじめ実施日等を文書により通知して実施していましたが、国の指導指針の改正に伴い、平成28年度から指導対象となる事業所において、高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、事前に通告を行うことなく、運営指導を実施します（当日の実地指導開始時に文書で実施を通知。）

都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ



2 介護保険サービス提供中の事故発生に係る報告について

介護保険サービス提供中（送迎等の時間も含む）に利用者にケガ又は死亡事故が発生した場合、市への報告が必要です。

（１）事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス
茂原市が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者

（２）報告の範囲

事業者等は、次の①～③の場合、茂原市に報告するものとする。

①サービスの提供中に利用者にケガ又は死亡事故が発生した場合

（注１）ケガとは原則、内外部の医療機関で受診を要した場合とする。

（注２）事業者等の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるケガでも、内外部の医療機関で受診を要した場合は報告すること）

（注３）利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合についても、速やかに市町村に報告書を再提出すること。

②従業員の法令違反・不祥事等の発生

（注）利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者等からの預かり金の横領、送迎時等の交通事故等）については報告すること。

③その他、報告が必要と認められる事故の発生

(3) 報告の手順

①事故後、事業者等は、速やかに電話、メール、FAX等で市へ報告してください。

(注1)「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とします。

(例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う等、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要)

②事故発生後、**原則5日以内**に事故報告書(国統一様式)を市へ提出してください。

(注2)第1報のみで完結する事故報告については最終報にもチェックをお願いします。

事故処理継続中である場合は、第1報として速やかに報告を行い、状況変化等があった場合には、適宜第2報、3報とし**必ず最終報としての報告が完了**するようにしてください。

(第1報・2報・3報の順に、徐々に様式の必要な箇所が埋まっていく形が望ましい。)

(4) 報告先

事業者等は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。

3 運営推進会議について

【運営推進会議とは】

「茂原市指定地域密着型サービスの人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例」及び「茂原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置することが義務付けられたもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との関係を図ることを目的としています。

【運営推進会議の基準】

サービスごとに示されている開催回数を除き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。会議を事業所の運営にどのように役立てていくのか、地域関係者とどのように関わっていくのか考えることが大切であり、積極的に取組んで行くことが必要です。

【運営推進会議の開催回数】

地域密着型通所介護	おおむね6 か月に1 回
認知症対応型通所介護	
認知症対応型共同生活介護	おおむね 2 か月に 1 回
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型介護老人福祉施設	

【運営推進会議開催における、新型コロナウイルス感染症への対応について】

運営推進会議については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、柔軟な取り扱いが可能です。

しかし、感染拡大等の期間が長期化していることから、自粛だけで終わらせるのではなく、現状の新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえながら、感染拡大等に留意し、事業所や地域の状況に合わせつつ、集合形式・書面開催（資料等により運営状況の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受ける等）又は、オンライン等の適切な開催方法も考慮してください。

なお、外部評価が義務付けられているサービス及び、外部評価の緩和の適用を受ける事業所については、厚生労働省通知等をご参照のうえ、適切に実施してください。

4 令和3年度介護報酬改定に伴う整備すべき体制について

1 感染症対策の強化

【各サービスで義務化（地域密着型介護老人福祉施設は④が追加） 3年の経過措置期間あり】

①委員会の開催

専任の担当者の設定、6月に1回以上（または3月に1回以上※1）の定期開催、他の会議体と一体設置も可

②指針の整備

平常時の対策（衛生管理、感染対策）及び発生時の対応（状況把握、拡大防止、他機関との連携、（医療処置、※1）行政への報告）を規定

③研修の実施等

適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底・衛生的ケアの励行、年1回（または年2回※2）の定期的研修、新規採用時の研修実施

④訓練（シミュレーション）の実施

年1回（または年2回※2）定期的に実施、②指針・③研修に基づき役割分担の確認、感染対策をしたうえでのケアの演習、実施手法は問わない

※1 地域密着型介護老人福祉施設の場合

※2 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

2 業務継続に向けた取組の強化（3年の経過措置期間あり）

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるようにサービスの継続実施、非常時の早期提供再開のための計画の策定と、計画に基づいて研修、訓練の実施（他サービスとの連携実施も可）を規定

①業務継続計画

- イ感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立）
- 災害に係る業務継続計画（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）
【災害時にライフライン等が寸断された場合（停電、断水等）に備え、物資や設備の定期的な点検、使用訓練等を行っていただくことが重要です。】

②研修

- ◆計画の具体的内容を職員間に共有、平常時の対応の必要性・緊急時の対応に係る理解の励行
- ◆年1回（または年2回以上※）以上の定期的な開催、新規採用時には別に研修実施が望ましい
- ◆研修の実施内容の記録、感染症の業務継続計画については感染症予防・まん延防止研修との一体的な実施も可

③訓練（シミュレーション）の実施

- ◆業務継続計画に基づいて役割分担の確認、感染症や災害発生時に実践するケアの演習を年1回（または年2回以上※）以上定期的に実施
 - ◆感染症の業務継続計画に係る訓練については感染症予防・まん延防止訓練との一体的な実施も可
- ※地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（全サービスが対象）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする

受講が必要	受講が不要
無資格者	有資格者
認知症サポーター等養成講座修了者	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等修了者
	養成施設で認知症科目を履修した者 (卒業証明書及び履修科目証明書にて確認)
	福祉系高校の卒業者 (卒業証書にて確認)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3 Q3~Q10参考)

4 高齢者虐待防止の推進

◆運営規程に『虐待の防止のための措置に関する事項』について規定することが義務化（3年の経過措置期間あり）

◆虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応の観点から、次の事項を実施

①虐待防止検討委員会の開催

構成メンバーの責務・役割分担を明確にし定期開催、事業所外の専門家を委員として活用することが望ましい、他の会議体と一体設置も可、テレビ電話等の活用可

検討内容：（組織）（指針の整備）（職員研修）（相談報告体制の整備）

（通報が迅速かつ適切に行われる方法）（再発防止策）（効果の評価）

②指針の整備

盛り込む内容：（基本的考え方）（組織）（研修）（対応方法）（相談・報告体制）（成年後見制度の利用支援）（苦情解決方法）（指針の閲覧）（その他虐待防止の推進に必要な事項）

③研修の実施等

基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた虐待防止の徹底を行うもの
指針に基づいた研修プログラムを作成、年1回以上（または年2回以上※）

定期的な研修の実施、新規採用時に研修を実施、研修内容の記録、事業所内研修で可

④専任の担当者の設定

①～③の措置を適切に実施するための専任担当者を置くことが必要、①委員会の責任者と同一従業員が務めることが望ましい

※地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

5 科学的介護の取組の推進

L I F E の活用

科学的に効果が裏付けされた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進が目的
利用者データの提出⇔フィードバック

↓

事業所の特性・ケアの在り方等の検証

ケアプランへの反映

事業所単位でのP D C Aサイクルの推進・ケアの質の向上を評価する加算を創設・見直し

詳しくは

◆令和3年3月12日付介護保険最新情報V o l . 9 3 1

「科学的介護情報システム（L I F E）の活用等について①②」

◆令和3年4月23日付介護保険最新情報V o l . 9 7 3

「科学的介護情報システム（L I F E）に係る対応等について」

等をご確認ください。

5 その他 運営に係る注意事項

○管理者の兼務・常勤職員・常勤と非常勤及び専従と兼務の考え方

1 管理者の兼務

事業所の管理者の兼務については、茂原市の考え方として、次の（１）又は（２）の何れかのみの兼務に限り、可能とします。（（１）と（２）の両方の兼務は不可です）

もっとも、事業所の管理業務に支障がないと認められる場合に限ります。

また、管理者は常勤であることが必要です。

（１）同一事業所内における従業者との兼務

例）訪問介護の管理者が、サービス提供責任者を兼務

（２）併設する他の事業所の管理者との兼務（管理者同士の兼務）

※併設とは、事業所同士が「同一建物内」「同一（隣接）敷地内」「道路を隔てて隣接」の何れかの場合に限り、の限ります。

例）訪問介護の管理者が、同一敷地内にある通所介護の管理者を兼務

2 常勤職員

常勤職員の勤務時間数は、事業所ごとに定めるものです。

例えば、常勤職員に係る1日の勤務時間を8時間、1週の勤務日数を5日と定めた事業所における常勤職員の1週間の勤務時間は、 $8\text{時間} \times 5\text{日} = 40\text{時間}$ となります。

1週間の勤務時間が32時間に達しない場合は、常勤職員とみなすことができません。

指定基準上、サービスの種類にかかわらず、事業所には、管理者をはじめとする常勤職員が、最低でも

1人は必要とされていますので、常勤職員の1週間の勤務時間は、32時間以上に定める必要があります。

○指定更新申請・変更届について

◆指定更新申請

- ・指定有効期間を事業所にてお確かめの上、原則指定有効期間の満了月の15日までに申請をお願いします。

(例：12月1日指定更新であれば11月15日)

※審査に時間を要する場合がありますので、早めの提出を推奨します。

◆変更届

- ・下記に示すような内容に変更があった場合は、変更届に変更内容を記載の上、関係する様式及び運営規程等の事業所で備える様式と共にご提出をお願いします。

- ・変更届の提出を要する内容の例

法人（名、所在地、代表者など）、事業所（名、所在地、管理者、人員内容、職員の職種や勤務形態、利用定員、算定する加算など）

※原則、変更後10日以内に提出をお願いします。

人員基準・設備基準等を満たしていることが前提となりますので不安な場合は事前にご相談ください。

※申請様式等については、市公式ウェブサイトより必要な様式等を使用していただきますようお願いします。

○高齢者虐待の防止

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

◆茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

養介護施設従事者による高齢者虐待のとりえ方

高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。

- ・ 養介護施設の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- ・ 養介護事業の業務に従事する者が、当該養介護事業にかかるサービスの提供を受ける高齢者について行う次に掲げる行為

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

要介護施設・従事者等の責務（高齢者虐待防止法）

- 要介護移設従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることの自覚、**早期発見努力義務**（第5条）
⇒「高齢者の権利を無視した行為の放置」は放棄放任にあたる。
- 要介護施設の設置者等は、**①従事者の研修の実施。②利用者又は家族からの苦情の勝利体制の整備、③その他従事者による高齢者虐待防止等のための措置**を講ずるべき義務（第20条）
- 要介護施設従事者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を受けたと思われる高齢者を見つけた場合は、速やかに市町村に通知する義務**
 - ・ **通報義務＞守秘義務**（第21条）
⇒通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも数戦
 - ・ **「と思われる」で通報可能**（証拠、根拠は必要なし）
- 通報等による不利益取り扱いの禁止**（第27条第7項）
 - ・ 通報等をしたことを理由に、解雇又はその他不当な取扱いを受けない
 - ・ ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く
- 通報した者を特定させる情報は洩らされない（第23条）

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当

「緊急やむを得ない場合」として拘束が認められる例外3要件

- 1) 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2) 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3) 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

更に、以下のような適正手続きが求められます。

- ◆個人ではなくチームでの判断（「身体拘束適正化委員会」等での検討）
- ◆本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間等詳しい説明が必要）
⇒「家族の同意」があれば例外3要件が必要ないということはない
- ◆観察と再検討による定期的再評価
⇒必要がなくなれば速やかに解除
- ◆記録の義務

6 要介護認定について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについては、有効期間が令和5年3月31日までの被保険者をもって原則終了します。

○今後の対応

有効期間が令和5年4月1日以降の被保険者から、更新に係る要介護認定は原則として通常どおりの取扱いをします。

なお、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者において、やむ負えない事情（新型コロナウイルス感染、濃厚接触等）で臨時的な取扱いを希望される場合は、有効期間を6ヶ月延長しますので、申請書と一緒に申出書の提出をお願いします。

2. 「令和4年度千葉県認定調査員現任研修」の開催について

開催方法：千葉県公式セミナーチャンネルによるオンデマンド配信

配信日時：令和5年1月下旬頃から1ヶ月

研修時間：2時間程度

対象者：認定調査員有資格者

(千葉県認定調査員新規研修を受講済みの者が所属する事業所)

講師：一般社団法人 あたご研究所 後藤 佳苗 先生

その他：質疑応答には対応しておりません。

本研修の全過程を受講しますと、県において研修修了者名簿に掲載されます。

3. 「令和4年度千葉県認定調査員新規研修」の開催について

開催方法：オンライン形式（Zoom）

開催日時：令和5年3月7日（予定）

研修時間：4時間程度

対象者：新規に認定調査に従事する（予定を含む）介護支援専門員

※ 現任・新規研修に参加希望の方は、高齢者支援課介護認定係までご連絡ください。

7 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について

水防法（平成29年改正）に基づく洪水時の避難確保計画の作成につきましては、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設において**義務化**されており、令和4年6月の「茂原市地域防災計画（資料編）」改定に伴い、対象施設の更新を行っています。

また、令和3年5月の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、新たに施設管理者から市町村長に対して、計画に基づく**訓練結果の報告も義務化**されました。

下記について改めてご確認ください

- 自施設が避難確保計画の作成対象施設となっているか
- （対象施設の場合）避難確保計画の策定及び市への提出を行っているか
- 避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか

なお、避難訓練の報告については、改めて報告時期や方法を市からご連絡します。